

国保税の減免制度を活用しよう！



尾北民商会

2024年
8月5日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

3市2町の国保税の減免基準		
世帯の前年所得金額	今年の所得見込み額	減免額
400万円以下	前年の3分の2以下	所得割額の全部～ 100分の20

納期限 9月2日(月)
江南市1期、岩倉市2期、
犬山市3期、扶桑町2期、
大口町3期

今年の所得が減少する見込みの人は民商にご相談を！

上の表の条件に当てはまる人は、減免の申請をすることで、これから収める予定の国保税の所得割分を減らせる可能性があります(均等割、平等割は対象になりません)。

減免の申請には申請書や添付資料の整理などが必要になります。国保税で条件を満たしている場合は、介護保険料(65歳以上)についても、居住する市町の減免の要件・手順を確認しましょう。

国庫負担と法定外繰入で払える国保税に下げろ！

各市町ごとに運営されていた国民健康保険の財政が、6年前に県単位にまとめられてから国保税の値上がりが続いています。標準保険料率による値上げと一般会計からの法定外繰入廃止の2つの圧力により、自治体によっては6年前と所得は変わっていないのに国保税が1.5倍を超えたなどの事態が起こっています。

もともと市町村国保は、74歳までの引退者を受け入れるため、保険料収入よりも医療費支出が大き



くなります。均等割、平等割により所得と関係のない税負担が発生し、所得階層が低くなるほど国保の滞納率は高くなります。

構造的に発生する財源不足は、社会保障として国庫が負担するべきです。国民皆保険制度を維持するためにも、受益者負担ではなく再分配が必要です。日本知事会も政府に要望を行っていますが、いまだに是正されていません。

民商は他の市民団体と協同して、払っていける国保制度を求め続けます。

標準保険料率

国保の「標準的な保険料率」として愛知県が提示しています。市町の国保税(料)を法的に拘束するものではありませんが、この率より安い国保税(料)を住民生活のために採用している自治体に対して、「国保の財政は県内市町村で一つなのだから、そちらでも集金を！」という圧力になっています。



均等割と平等割

1世帯ごとにかかるのが平等割、家族1人ごとに発生するのが均等割です。所得割と違い、収入のない子供や老人にもかかるため、国保税が所得の低い人に負担の重い、滞納の多い税となる原因の一つです。



例えば令和6年度の江南市なら、均等割54,500円、平等割34,700円が発生します。均等割・平等割の軽減制度(2割～7割)もありますが、一人暮らしで前年所得が96万5千円以下、4人家族なら前年所得257万円以下からと、きびしい条件になっています。

一般会計からの繰入金

自治体の会計は一般会計とそれ以外の特別会計に分かれており、国保は特別会計の一つです。この会計間の予算移動は法令を根拠にしたものとそうでないものがあり、前者を法定繰入、後者を法定外繰入といいます。国保会計での法定外繰入は、主に高い保険料を軽くするため行われてきました。

国は法定外繰入を「解消」するよう自治体への指導を強めていますが、そのために必要な財源として国庫負担を昔に戻すといった姿勢は見せておらず、事実上国保税(料)の値上げで対応させようとしています。

8月10日(木)から、事務所休みです！ お盆前の会費集金協力をお願いします！

15日集金に協力いただいている会員読者の皆さん、いつもありがとうございます。

8月は普段より早くなりますが、9日(金)までの集金にご協力いただけるようにお願いします。

尾北民商は、8月10日(土)～8月15日(木)の間、事務所を閉めさせていただきます。